

事務連絡  
令和3年6月25日

一般社団法人  
日本建築士事務所協会連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

自動ドアの安全対策について（情報提供）

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用に御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、消費者安全調査委員会より、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、「自動ドアによる事故」に係る事故等原因調査が行われ、令和3年6月25日付けで同法第31条第1項の規定に基づき、別添1のとおり当該調査の報告書が公表されたところです。

また、同日付けで同法第33条の規定に基づき、別添2のとおり国土交通大臣に対し意見の陳述がなされたところです。

今後、国土交通省としては、意見に基づき、経済産業省の協力を得て、自動ドアの具体的な安全対策に関する情報をとりまとめることとしており、改めて貴団体に情報提供を行い、周知の依頼を行うこととしていますが、当面、貴団体会員に対し同報告書を参考としていただくよう周知をお願いいたします。

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく  
事故等原因調査報告書

自動ドアによる事故

令和3年6月25日

消費者安全調査委員会

( 実 際 の 事 務 連 絡 に は 報 告 書 全 文 添 付 )

消安委第97号  
令和3年6月25日

経済産業大臣 殿  
国土交通大臣 殿

消費者安全調査委員会  
委員長 中川 丈久  
(公印省略)

### 消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、自動ドアによる事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

### 記

自動ドアによる事故を防ぐには、建物の設計段階から安全対策を検討することが重要であり、維持管理段階においても、適切な点検及び部品交換や機器の調整が重要となる。自動ドアの安全性を高めるため、製造業者及び保守業者が主体的に取り組むことはもちろんであるが、建物所有者及び建物管理者も保全の重要性を認識し安全対策を実施することが重要である。そのため、関係者は以下の取組を行うべきである。

#### 1. 経済産業大臣への意見

経済産業省は、自動ドアによる事故の再発防止のため、製造業者、原案作成団体及び保全業者が以下の対策を実施するよう促すべきである。

##### (1) センサー検出範囲の確保

①製造業者又は保全業者に対し、既設の自動ドアに対しても、業界団体等で統一したセンサー検出範囲の測定方法や検査治具を定め、同 JIS で規定された起動検出範囲、保護領域、さらにタッチスイッチでは併用センサーの検出範囲、それぞれが確保されているかを確認させること。

また、センサー検出範囲の測定値を建物所有者又は建物管理者に報告させ、その測定結果に応じた通行者への安全対策を実施するよう促すこと。

②製造業者又は保全業者に対し、調整でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合には、建物所有者や建物管理者が推奨値を確保できるセンサーに交換するよう促すこと。

③製造業者又は保全業者に対し、建物環境でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合には、建物所有者又は建物管理者が推奨値を確保していないことを利用者に認識させるラベルなどの表示をするよう促すこと。

また、表示物について製造業者は、統一した分かりやすい表示物を作成し、建物所有者や建物管理者に提供すること。

## (2) 保全点検及び情報共有

保全点検や情報共有に関しては、まずは施工段階から管理段階における関係者の理解を得る必要がある。そのため、①については、商業施設、医療・福祉施設、金融機関等、集合住宅で自動ドアによる事故が多いことから、金融庁、厚生労働省及び国土交通省と連携して、③については、集合住宅、商業施設、医療・福祉施設で子どもの引き込まれる事故が多いことから、厚生労働省及び国土交通省と連携して、以下の対策を実施すること。

### ①保全点検

保全業者に対し、保全点検記録を適切に保管し、建物所有者又は建物管理者が替わった場合でも、保全点検記録を当該建物所有者又は建物管理者に引継ぐべきこと、自動ドアは定期的な点検や部品の交換が必要であることの重要性を関係省庁と連携して、建物所有者又は建物管理者へ周知させること。

### ②技術情報の共有

製造業者に対し、保全及び安全性に関する公表可能な技術情報を、独立系も含めた保全業者が入手することができるよう公開を促すこと。

### ③子どもの手の引き込まれ事故の防止

製造業者又は保全業者に対し、子どもの手の引き込まれ事故の防止策として、戸袋部に子どもの手が届かないような措置（ガードスクリーンや防護柵などの安全対策）を講じるよう関係省庁と連携して、建物所有者又は建物管理者へ周知させること。

### (3) 通行者への周知

製造業者に対し、自動ドアに「ぶつかる」、「挟まれる」事故、子どもが手を「引き込まれる」事故が発生していることより、これらの事故について通行者に分かりやすい啓発資料を作成し、建物所有者又は建物管理者に提供させること。

### (4) JIS A 4722 の改正

原案作成団体に対し、同 JIS の以下の項目について改正を検討するよう促すこと。

#### ①センサー検出範囲の検査方法（保全点検）

センサー検出範囲を測定する検査治具及び測定方法を規定し、完工検査書及び保全点検記録の項目にセンサー検出範囲を追加して、測定値を記録すること。

#### ②子どもの指に対する安全距離

子どもの指が引き込まれない寸法となるよう、同 JIS の安全距離を変更する、あるいは隙間を埋める等の対策を示すこと。

### (5) 建物設計段階の安全対策

製造業者に対し、建築設計時に建築設計者とともに自動ドアに関して協会ガイドライン及び事故関連情報などの安全に関わる情報を関係者間で共有すること。さらに、主に以下の安全対策を促すこと。

①通行者の動線を考慮して、センサー検出範囲の確保、斜め進入の防止、戸袋部への進入防止等について、建物設計段階から検討すること。

②タッチスイッチについては、併用センサーを標準装備とすること。

③集合玄関機の設置を計画する場合には、子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、ドア監視の観点から共用玄関の操作者視線を考慮した操作盤の配置や戸袋部進入の防止対策などを検討すること。

④ガラス・サッシ業者を含め、自動ドアの視認性等を配慮したドアデザインを検討すること。

## (6) 安全性を高める自動ドアの開発

①製造業者及びガラス・サッシ業者に対し、自動ドアの視認性等を向上するため、ドアの戸先や戸尻を識別しやすいデザインの採用や点滅ライト等を検討するよう促すこと。

②製造業者に対し、集合玄関機で子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、共用玄関や室内からの監視や制御方法、解錠操作後に安全を確認してドアの開操作をする2段階操作方式などの開発を促すこと。

## 2. 国土交通大臣への意見

国土交通省は、経済産業省の協力を得て、製造業者からの情報提供を元に、建築設計時に主に以下の自動ドアの安全対策を講じるよう、関係団体を通じ、建築設計者に周知すべきである。

(1) 通行者の動線を考慮して、センサー検出範囲の確保、斜め進入の防止、戸袋部への進入防止等について、建物設計段階から検討すること。

(2) タッチスイッチについては、併用センサーが装備されたものを採用すること。

(3) 集合玄関機の設置を計画する場合には、子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、ドア監視の観点から共用玄関の操作者視線を考慮した操作盤の配置や戸袋部進入の防止対策などを検討すること。

(4) ガラス・サッシ業者を含め、自動ドアの視認性等を配慮したドアデザインの採用を検討すること。